

橿原市廃棄物減量等推進審議会 議事録

会 議 名	平成 28 年度第二回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 28 年 8 月 29 日（月） 午前 10：00～11：30（約 1 時間 30 分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3 階 研修室
出席委員	川上委員（会長）、米田委員（副会長）、堀野委員（職務代理）、森本委員、 鶴田委員、高橋委員、小西委員、仲川委員、北委員、川口委員、砥出委員、 中井委員、米川委員、尾田委員、榊谷委員、安田委員、中村委員 以上 17 名
欠席委員	葛井委員 以上 1 名
事 務 局	環境づくり部：北嶋部長、松本統括専門官、塩野副部長、中垣副部長 環境企画課：高橋課長補佐、西村係長、梶井主査 環境業務課：奥田課長、中島課長補佐 環境保全課：見杉主事 環境衛生課：井上課長
次 第	1．開会 2．会長挨拶 3．報告事項 （1）平成 28 年度 第一回審議会議事録の確認 4．審議 【議事 1】ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組みについて 5．確認事項 次回審議会の開催日程について 6．閉会 〔配布資料〕 ・平成 28 年度第二回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 ・【資料 1】 新たな取組の導入について
傍聴者数	3 人 （傍聴定員 10 人）
担当部署 （事務局）	環境づくり部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2（クリーンセンターかしはら） TEL：0744-27-7757／FAX：0744-27-7753

発言者	内容
事務局（西村）	○ 開会 只今より、平成２８年度第二回樫原市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。 開催にあたりまして、川上会長からご挨拶を頂戴いたしたく、宜しくお願いいたします。
川上会長	○ 会長挨拶 皆様、改めておはようございます。何かとご多用の中、本年度の第二回審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。今年の夏は格別厳しい暑さが続きました。その中にあっても、なんと申しましてもリオオリンピックではなかったろうかと思います。日本選手の大活躍、わけでも、樫原市からの金メダリスト、あの歴史的な決勝戦、おそらく後々まで語り継がれるであろうと存じます。素晴らしいリオオリンピックを、私ども日本国民、感動をもって堪能できたのではないかと、かように思うわけでございます。それはさておきまして、本日の第二回審議会におきましては、雑がみの分別収集、これはかねて本審議会におきましても新しい収集体制の構築に向けて、省資源化等のためにも重要な課題であるということは、既に提起されているところでございますが、本日はこの件につきましてご審議をいただくと、こういう段取りになっております。何卒皆様方、変わらず熱心にご審議いただきますようお願いを申し上げます。一言開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。
事務局（西村）	○ 報告事項 ありがとうございました。 それでは、次第３の報告事項に移らせていただきます。 まず、前回議事録について確認させていただきます。 先般、委員の皆様のご指摘を踏まえました「議事録（案）」を、お手元にご用意させていただいております。 こちらの内容で議事録を確定させていただいてよろしいでしょうか。 【各委員承諾】
事務局（西村）	それでは、平成２８年度第一回審議会の議事録をこの内容で確定し、本市のホームページ等を通じた公開の手続きを進めさせていただきます。

	事務局からの報告事項は以上でございます。 それでは、次第４の審議より、進行を川上会長にお願いいたします。 ○ 審議 はい、それでは審議を進めてまいりたいと存じます。
川上会長	
川上会長	○ 【議事１】 既にお手元に資料をお配りいただいておりますが、「ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組みについて」これを議題といたします。説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	改めましておはようございます。環境企画課の塩野でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、「ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組みについて」事務局から説明させていただきます。
	【資料１ p. １～４ 説明】
事務局（塩野）	ここで、一旦説明を切らせていただきまして、禁忌品等、今までの説明の中で、何か質問がありましたらお受けしたいと思いますので、会長の方よりをお願いいたします。
川上会長	はい、ありがとうございました。カラフルな出来栄で詳細説明をしていただきました。ありがとうございます。 ただいまの説明についてご質問、またご意見等ございましたらどうぞ。
中井委員	今まで禁忌品がどのように処理されているのかと。今後ですね、この雑がみの回収方法を検討していくということですが、現状としてこのことは、混入された状況でですね、回収されている例があるんじゃないかと思うんですよ。だから、そのことで現在その分別をどうされているかと。そのことのリスクをね、今どのような状況であるかというのが分かればちょっと教えていただきたいと思います。
事務局（塩野）	中井委員がおっしゃいました禁忌品、これは家庭の中で、私の家の中で想像してもけっこうあると思います。食品のカップ麺もあるし、結構たくさんあると思うんですが、本市の場合、古紙類に関しましては、新聞と、雑誌と、ダンボールの回収をさせていただいております。その中で、後でまた説明させていただきますけれども、雑誌と雑がみという

	のを分別していこうかという考えがございます。ただし、今の本市の収集の中では、雑がみは分別回収はしておりません。すなわち、可燃ごみの中に混入されておるということでございます。先ほど言いましたように、本市に収集された可燃ごみは、ピットに集められますが、その中で組成の分析をさせていただいていると。で、先ほどグラフにありましたように、３８％ほどの紙類がまだございます。雑誌とかいうのは分別回収しておりますので、そういうのは入ってませんけども、いろんな紙類が入っております。その中で、中井委員が言われたような禁忌品については可燃ごみの中にそのまま今までと同じように入れていただきます。けれども、禁忌品に類しない雑がみ、そういう物については分別回収をしていったら、ごみの減量にもなるし、再生利用の量も増加するということで、今新たに委員さんのほうで色々審議していただきたいということです。禁忌品については、そのまま可燃ごみとして排出していただくことになろうかと考えております。
中井委員	そしたら現状ではね、禁忌品はほとんど入っていないと。
事務局（塩野）	今は可燃ごみの中に入っています。
中井委員	通常、古紙回収の中には入っていないと。ということを断言しているわけですね。
事務局（塩野）	もしかしたら、いくらか雑誌の中に入っている場合もございますけれども、うちの広報の中では、新聞と雑誌とダンボールという分け方で出しておりますので、市民さんには雑がみについての意識はないと思いますので、そのまま可燃ごみに入っているのかと思っております。
中井委員	わかりました、ありがとうございます。
北委員	雑がみの中に、イメージとして一番思い浮かぶのはこういう書類なんですよね。特に個人情報がたくさん含まれている物を私ももっておりましてですね、実際に処分するときにシュレッダーで裁断して可燃ごみの中に入れていけると。ところが今のお話ではシュレッダーで裁断した物は禁忌品になるということでございましてですね、その理由はどうしてそのようになるのでしょうか。
事務局（塩野）	シュレッダーのごみというのは細かく切っているから、繊維がすごく細くなるので、ちょっとそういうのに適さないということらしいです。

	それは禁忌品として、個人情報もございますので、可燃ごみの中に入れていただいて、リサイクルのほうには持っていけないということでございます。
梶谷委員	禁忌品の中で、防水のきいた紙コップとか、そういう物が禁忌品であるということですが、今、現在ダンボール、集めておられますが、ダンボールも最近は防水がきいてるんですよ結構。それはどうなんですか、いけてますか。集めてますけども今。
事務局（塩野）	今はそこまでは防水がきいているからリサイクルができないということとは聞いておりませんので、今までどおりダンボールとして分別回収に出していただければと思います。
梶谷委員	今、それはいけてるわけですね。言ったら紙コップ類とか、そういう物に関しても、ひょっとしたらこれから可能となる可能性は高いでしょうか。 今、ダンボールは防水きいてるんです。表、防水かかってます。それで今オッケーでダンボールを集めていると。で、紙コップは防水しているから駄目というような話でしたけれども、その辺、これから将来はいける可能性はあるのか、どうですか。
事務局（高橋）	ダンボールと、今の雑がみと、処理ルートが違うわけなんですけれども、我々も再生処理していただく事業者さんの処理の都合で、かなり分別の方法とかいうのは影響してくるのだろうと思っています。その中で、今後の科学技術の進展に伴って、そういう撥水機能が付きました雑がみにつきましても、もしかしたら共同で処理できるような形もあろうかと思っています。ただ、雑誌類とかはご存知のように、ラミネートがかなりきつく付いていたり、それからスープの紙パックなんかも、中にアルミ箔が蒸着されていたりしまして、ダンボールのそれとは若干影響度が違うのかなというふうに思っております。以上です。
梶谷委員	ありがとうございました。すみません、ちょっとその辺気になりました。
川上会長	みなさん他にございませんか。 それではですね、いよいよ本論に入るわけでございます。雑がみのうち、禁忌品を除いた雑がみを、分別収集によって新たな回収方法に取り組んでいこうと、こういうことになるわけでございますが、引き続き説明を

	お願いいたします。
事務局（塩野）	はい、そしたらお手元の資料、または前方のスクリーンをご覧ください。 【資料 1 p. 5～6 説明】
川上会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、説明いただきました内容で取り組んでいく、新たな雑がみの分別収集の取組でございますね。ご意見ご質問、どうぞお願いいたします。
米川委員	すごくいい取組やと思うんですけど、さっきちょっと聞いてますと、雑がみを紙製の袋に入れて出したらええと。そら紙製の袋をそのときあったらええけど、だいたい世間に出回ってるのは買い物行ったらビニール袋がいっぱいありましてね。今でも例えばビニール袋に包んで新聞を出してくれてはるとか、そういうことがありますので、それは一次側で取り組んでもらうのか、二次的にそれを処分、処理するのかということとはね、紙製の袋をどこでどのように準備してくるのかというのが疑問ですけども、質問させていただきたいと思います。
事務局（塩野）	ありがとうございます。各家庭に必ず紙製の袋がある、毎月あるかといったら、そうでもないかもわかりません。ただ、今思っているのは、委員さんおっしゃるように、新聞でもたまにはビニールの中に入れて出しておられる方もあろうかと思います。実際リサイクル館に搬入されてきますけれども、そこでビニールは撥ねているのが現状です。で、今の雑がみを分別することで、ビニールの中に雑がみを入れて、雑誌と一緒に出していただくことによって、やっぱりビニールを除去する手間がかかってきますので、紙袋が無い場合は雑誌とかに、雑誌とかは十字に紐でくくって出していただいておりますので、その雑誌の中に挟みこんでいただいて、十字にくくって出していただきたいということで。家に紙袋がないからビニールでそこに入れて出していただくというのは今は思っておりませんので、その辺の周知もしていかなければならないと思いますけども、よろしくお願いいたします。
米川委員	ビニールの紐でくくるのはオーケーと。
事務局（塩野）	細かいことを言いましたらこれも紙製の紐でくくってくださいと。ただなかなか紙製の紐というのはなかなかありませんので、その部分はビニールの紐でくくっていただいて、やっぱり散乱するということもあります

米川委員	すので、ビニールの紐でくくっていただいている家庭も多数あると思います。 単純な話、くくったらそちらの方で処理してくれると思うんですけどもね。ビニール袋に入っている物をひっくり返したほうが、手間が楽ではないかなという、単純な疑問というかね。紐をカッターで切ったらしまいやというようなもんやろうけど。ビニールも一緒違うのかなと。新聞なんかでも細い紐でくくってこう持つの大変なんですわ。ビニール袋は意外に両方こうやって持つので、回収してて良くわかるんですけど、ものすごく楽なんですよ。だからその辺を、こんな高齢者の社会になってきてね、ほんまにそこまでうまいことできるのかなとちょっと心配でした。
川口委員	雨にかかって濡れても大丈夫なんですか。家の近くに出すでしょ、それで雨が降ると、それで一応紙袋に入れて出すけれども、雨に濡れてもそれは構わないんですか。
事務局（塩野）	今は雨の日も収集に行っておりますので、雨の日やから収集に出すのをご遠慮しますわということは今はしてません。雨の日でも各地区には収集に行っておりますので、そこは致し方ないかなとは思っておりますけれども。
川口委員	雨にかかってもやむなしと、そういう考えですか。
梶谷委員	雑がみを、下の図表8のように、こういうような方法でも周知をしますと、分別方法について周知を行うということ、対策として打ち出しているということですが、逆に言ったら、今その雑がみに属する物は何種類ありますか、どのくらい把握していますか。
事務局（塩野）	先ほど、雑がみの例として紙袋とか包装紙とか、前のスクリーンにちょっとありますけども、こういう家庭でもメモ用紙とかあると思います。そういうところのものとか、トイレットペーパーの芯とか、カレンダー類、チラシとかカタログ、この部分はもしかしたら雑誌のところに出しておられる家庭もあるかと思えますけれども、いらなくなった紙製品ですね、そういうところが本市として把握しているところですね。
梶谷委員	です、何品目ぐらい把握されてます。それによって周知の仕方が変わりますよ。品目的にこんなのはいいんですあんなのはいいんですとい

	う風に丁寧に、品目をこれは雑がみとして出して下さいとこれからはしていかなあきませんわね。その時に、市自身が何品目なのか、どういう種類なのか、種類というのか名前の物なのか、そういう物の把握はしていますか。品目は何品目ぐらい雑がみとしてありますか。なかったらこれ、丁寧にこういうチラシもできませんよ。
事務局（塩野）	先ほど前に提示させていただいているような、こういう物が雑がみですよ、というのを提示させていただいて、今、私のほうから説明させていただいた禁忌品というのが、先ほど言った臭いの付いた物とか、ビニールが混じっているような物は取り除いてもらう必要があるとか、そういうところもやっぱり丁寧にチラシとかで市民の方にわかりやすいような周知、禁忌品といわれてもなんかちょっとピンと来ませんので、禁忌品としてはこういう物だと、雑がみとしてはこういう物がございますよというような形で。
梶谷委員	そのこういうような物がございますよというのは、一つずつ名前を言っていくんでしょ。色々とチラシにはこういうのが雑がみですよ、例えば、本は雑がみ違うわね、向こうに入ってますね。
事務局（塩野）	先ほどちょっと言いましたように、雑誌と雑がみを一つのくくりとして、回収していこうかなということですので、雑誌もカタログも雑誌類として、雑がみも含めてですけれども、回収していこうかなと。
梶谷委員	そうですね、そこのね、例えば禁忌品と雑がみ、そこがね私は分かりにくいと思います、みんな。私も分かっていません。今、全然分かっていないんです。説明を受けているんですが、これどっちに出そうと思うときには迷うと思うんです。丁寧な説明をされるというのであれば、こういう品物はオーケーですよ、これは駄目なんですよと、品目を市として把握して、作っていくしかないのかなと。それが1点と、もう1点は、そういうふうにして出すと、多くの品目が出てくると思います。で、いっぺんにそれを実施してもできないと思います。無理だと思いますので、例えばその3分の1程度は慣れるまで3年としましょう。あと、また3年経てば、これも追加しましょうという形で進めていくのがベターかなというふうに思いました。以上です。
事務局（塩野）	梶谷委員さんのおっしゃるとおりだと思います。なかなか市民さんに、雑がみを分別回収するから行政回収に出してください。また先ほど触れましたけれども、集団回収でも含めていきますからそっちに出してくだ

梶谷委員	さいと言っても、なかなかどれがどうかというのは分かりにくいから、今言ったように、品目をある程度洗い出して、禁忌品というのはこういう物もございますということが分かるような周知の仕方。市民さんもなかなか分かりづらいという物は、分かる物から雑誌として出していただいて、これちょっとどうかなという物は可燃ごみに出していただく。そのチラシというの、だんだんと精度も上がっていったらと思っていて、なかなか周知というのもできないところもあると思いますので、その過程でできるところからまずやっていただくというのも一つかなと思っています。 それは大賛成です。ですので、いっぺんにじゃなく、雑がみとしてこういう物は、今回は市は回収しますというようなものを打ち出したほうが早いように思います。たくさんじゃなく少しずつみんなに慣れてもらうことが大事なと。で、こういう物は駄目なんですよというの、同時に同じように周知していくというふうにするのがいいかなと思いました。
北委員	私どものほうは新聞、雑誌、ダンボールは集団回収しているわけですよ。で、今回の趣旨でいきましたら、可燃ごみの中に38%の紙類が入りますと。で、これをできるだけ資源ごみの方へ移したいという趣旨ですよ。そうすると我が家でも例えばトイレトペーパーの芯とか、ティッシュペーパーの箱とか、そのまま可燃ごみに入れてました。それを抜いて、雑がみとして出さない。ただそうなったときに、集団回収している業者の方がですね、今、新聞、雑誌、ダンボール、それからぼろきれですかね、あとアルミ缶ですか、それは回収を分別してやってくれてるんですけども、実際に、たとえばトイレトペーパーの芯とかね、そういった物が対象となったときに、業者の方はそれで回収してくれるんですか。
事務局（塩野）	今、新聞、雑誌、ダンボールというの、行政回収しております。で、雑がみを雑誌と一緒に入れるとなった場合、業者の方にもこういう紙類が雑誌の中に入りますよというのは、相手方に説明する必要があるかと思っています。今、新聞・雑誌・ダンボールというのは入札をさせていただいております。その中で、仕様についてはある程度書かせていただいております。当然、雑誌の中で雑がみの物も回収して売却の中に入りますよというのは、業者の方にも知らしめる必要がありますし、集団回収の中にも、要綱というのがありますので、その中に雑がみに関していくらか詳しく記載する必要があるかなとは思っております。相

	手方に、市としてはこういう物も分別回収していきますよというのを、やっぱり市民さんに周知するのと同じように、業者さんにもある程度周知する必要があるかと考えております。
鶴田委員	私の方では資源回収等ですね、金属であったりとか、古紙であったりとか、びん・かん等ですね、やってる業界の代表として出ささせていただいております。それで、言われているように雑がみですね、おそらくですけれども、回収品目として増やしていきますということであれば、断られることはないかと思えます。ただやっぱり出てますように、禁忌品に関しましては、ご注意くださいようになってくるとは思うんですけれども、たぶんそれで雑がみは駄目ですというふうなことを言われるということはないと思いますので、その辺はご安心いただければいいんじゃないかと思えます。
森本委員	ちょっとお聞きしたいのですけれども、紙類の潜在量を見ると、14000トンということですね。この中で、今議論されている雑がみ、どのぐらいの量になるんでしょうか。
事務局（塩野）	38%で14000トンと想定させていただいておるんですけれども、実際にこれを市民さんに分別していただいて回収すると想定させていただいたら、この14000トンの10%ぐらいが、回収して分別して出していただけるぐらいの量になるのかなと。それでも1400トンの再資源化できる紙類が発生するということになりますのでね、ごみの減量とか再資源というところで重要な位置づけになるかと考えております。38%すべて分別回収できるというのは難しいのかなという考えです。
森本委員	我々はコストといいますか、掛ける経費に結果としてどれだけのメリットが出てくるのかというのをすぐに考えるんですけれども、そういう意味で、雑がみを再資源利用ということになれば、やはりできる物、時間がかかるでしょうけれども、できるだけ可能な限り分別をされて、再資源化のほうへ回していただけたら、いろんな意味でメリットが出てくるんじゃないかと。
仲川委員	奈良市と生駒市ですね、状況を分かれば教えてください。
事務局（塩野）	資料の7ページにも書いておりますけれども、奈良市さんの場合は集団回収に出していただくということで、過去に本市と同じように報償金を出されていたと。禁忌品の案内として、ティッシュの箱や窓付き封筒の

	セロハン部分を取り除いてくださいとか、カレンダーの金属部分は取り除いてくださいといったような案内もされているということです。生駒市さんも行政回収はされてなくて、ミックスペーパーという名前で、シールとかプラスチックフィルムとか金属などの紙以外の物はできるだけ取り除いて、ミックスペーパーとして出して下さいとご案内されているということです。実際、奈良市や生駒市さんがどれだけ集団回収で量があるかというのは、現状では確認しておりませんが、本市の量で言わせていただきましたら、集団回収として、雑誌類で分別回収していただいておりますけれども、平成27年度の量といたしましては、約460トンの雑誌類の回収をされていると。また、行政回収では平成27年度の実績ですけれども、267トンの雑誌の回収をされているということでございます。
仲川委員	みなさんからいろんな意見で、基本的には行政というか国の指導もあるわけですから、また、減量という意味ではね、当然、努力してやっていくべき事業であると考えます。がしかしですね、やはり内容が細かい状況でありますので、集団回収ということを現状やっておりますよね、この中で少子高齢化という背景があるわけですし、子供会とかが中心と思うのですが、子どもが減っているのですからお母さん方も忙しくて、携わる人が減っているという現状があるわけですね。そんな中で、スタートしたわ、駄目だったわ、ということはですね、この会議を通じてあってはいかんと思いますので、やはり梶谷委員がおっしゃったように、慎重にも慎重を加えて、またコストの面も考えて、大いに慎重にならないかんと思います。そういう意味で、奈良市、生駒市の状況をお聞きしたわけですが、やはりあいう橿原市の3倍、2倍ぐらい、あるいは橿原市と同等のところですね。でもですね、どちらかというとあんまり成績がいいことないような感じですよ。そんな中で、それに取り組んでいこうという姿勢は、チャレンジャー的な考えとしては、行政の中ではたいしたことやと思っています。そんな中ですので、ひとつ慎重にも慎重に対応していただきたいと。徐々にやっていくということもいいんじゃないかなと思います。以上でございます。
事務局（塩野）	ありがとうございます。私どもの方も、なかなか分別というところを徹底していくというところは、周知にも当然時間もかかりますし、細かいところまで浸透していくには時間もかかってくるかなと思っております。先ほど委員さんからもおっしゃられたように、できるところから、これははっきりと雑がみと分かるようなところから分別していただくというところを考えております。あれもこれもこれも、しっかり剥がしてい

	ただいで出していただきたいというところも、再資源化からしたら、それが一番かなと思いますけれども、なかなかそれを徹底するというのは、市民さんにそれだけの手間を掛けやんなあかんというところはございますので、慎重にわかりやすく周知していきながら、導入を、最終、答申もこの内容についても、答申の中で触れていただこうかなと思っておりますので、その辺も慎重に丁寧にしていただくと私達も思っております。
北委員	8ページの横浜市のパンフレットに、シュレッダーした紙はリサイクルできますと表に挙がってるんですけども。さっきはできないということでしたね。
事務局（塩野）	先ほどは繊維が細くなるというお話をさせていただいて、実際、私も製紙工場のリサイクルしている工場にも見学に行かせていただいたことがあります。そこではシュレッダーとか機密書類とか、そういう物をリサイクルされている工場がございます。そういう自治体で、横浜市さんのように、資源物として出していただいて結構ですよと出している自治体もあろうかと思います。ただ、本市の場合、先ほどもいいましたように難しい分りにくいということもありますので、シュレッダーごみについては雑がみの分類には入れず、可燃ごみとして出していただくような方向で今は考えておる次第でございます。
川上会長	他にございませんでしょうか。 みなさん貴重な意見を出していただきましてありがとうございます。禁忌品を除いた雑がみを分別回収するということにつきましては、これは皆様方、その必要性和申しますか、循環型社会を形成していくためにも必要であり、また資源化の促進、焼却量の削減等から見ましても、取り組むべき課題であろうというのは共通のご意見だろうと受け止めておるところでございます。ただし、課題があると。ここでも5ページですか、デメリット、リスクとしていくつかの項目が掲げられておりますが、要するに市民のみなさんの理解と協力が無くてはですね、これはもう絵に描いた餅になってしまうというのは明々白々であろうと存じます。やっぱりそのためには、十分な理解と協力が得られるような市当局における取組は、前提条件になろうと思うんですね。啓蒙、啓発といいますか、よく中身を理解してもらおう。今も色々のご意見を出していただきましたが、やっぱり色々ときめ細かい取組がですね、これから実施段階においては必要ではなかろうかと存じます。そういう面において、まさにこれ

	は、行政だけで成し得るものではない。市民との協働ですね、協力して働くと、協働の作業だと思うんですね。協働というのはやっぱり、取組の中身を十分にお互いに理解し合って、そして役割分担をしながら目的を達成していこうというのが協働ですね。やっぱり役割分担というものがあろうかと思いますね。そのためには市民の理解と協力。それから関係の業者の皆さんと企業の理解と協力。そういうものがトータルで協働関係がスムーズに樹立し、出来上がり、上手く機能することによって、この初期の目標が達成できるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。行政当局でもですね、きめ細かい取組、それへの十分な配慮というものをですね、特に要望しておきたいと存じます。 それではみなさんいかがでございましょうか。貴重な意見を色々出していただきました。本日議題といたしております雑がみの新たな回収方法の取組ですね、これについては基本的に諒とすることということでご異議ございませんか。 【各委員承諾】
川上会長	それではそのように取扱をさせていただきます。ありがとうございました。
川上会長	○ 確認事項 それでは次の確認事項、次回の審議会の開催日程、これについて説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	貴重なご意見ありがとうございました。 それでは次回の審議会、第三回目になりますが、第一回目の時に、10月の中旬を予定しておりましたが、現在のところ、10月17日（月）今日と同じ午前10時からで事務局の方、調整させていただきたいと考えておりますが、委員の皆様、確認のほどよろしくをお願いいたします。
川上会長	いかかでございましょうか。今、提起されました日程で、異存ございませんか。
中井委員	このときの議題というのはどういうことでしたか。
事務局（塩野）	前回提示させていただいております、第三回の審議会の内容につきましては、地域活動の活性化に向けた新たな取り組みということで、今、地域の集団回収を地域の皆様にご協力いただいて、やっていただいております。

中井委員	というところをちょっと触れていきたいかなというところがあります。 なぜ私それを聞きましたかといいますとね、今日「ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組みについて」ということですね、この雑がみですね、それから禁忌品、こういったことで検討していただいているわけですが、それからも、これもね、要請に応じては、地域で、かくいう我々は地域の代表で来ているわけですが、その中で、各自治会の代表が集まった時にですね、説明をお願いしたいと。現状ですよ。今日、説明されたことにおいて、説明をお願いしたいということであれば、要請に応じていただけますか。
事務局（塩野）	そうですね、前、新たな収集体制の戸別収集、粗大ごみのリクエスト収集というところで、各自治会のほうへ回らせていただいたというところで、またその辺につきましても、自治会のほうから説明に上がって欲しいというご要望もあろうかと思ひますし、今、中井委員さんがおっしゃったように、新たな取組のところでも回って欲しいというご依頼があろうかと思ひますので、前向きにやっていく方向で検討していきたいと思ひっております。
川上委員	それでは次回は、ただいま説明のありました日程で開催をするということでご了承いただきたいと存じます。 特にご意見はございませんでしょうか。
米川委員	一つだけすいません。 集団回収のことですけれども、3年ほど前から2年間やったんです。ところがね、今ちょっと中断してるんですけれども、なんで中断してるかという理由の一つはね、要するにお金のお出し入れでぐちゃぐちゃ言う人がいるんです。それはごまかしようのないシステムになってるということやねんけれども、それを説明したってね、お前ら黙って裏で業者から貰ってたらわかれへんやないか、ってそこまで、そんなことまで言う人間がおるんです。現実あれ何キロであれ全部ね、市役所あれこんな報告全部するんですあれね。ところが業者と勝手につるんでやったら分かれへんやんけ、てそこまで言う人あるからそれやったらもうやめよと。という現実があるということをね、ちょっとね、辛い。ほんとはやりたいんですこれもっとね。自治会はものすごく助かりますねん。ちょっと頑張っただけで年間2、30万円のお金で作れるわけですね。そやからほんとはやりたいねんけどそういう現実があるということをね、みなさんもなんか、どうみんなに理解してもらったらええかというのを一つ考えて

	もらいたいなと思うんです。無視してそれを推し進めるのか、どうすべきなのか、ていうのをちょっと僕も迷ってるんです。やりたいんですけどね。
中井委員	まあしかし、これはね、会計報告をきちっと、ルートと、状況と、いわば一つのシステムですね、それを皆さんに公表して、そして後の収支を報告されて、それでおっしゃるならば、それは無視したらいいと思うんです。そうでなかったら、それを敬遠しておられたらね、いろんなこと言う人たくさんおりますよ。だから私達は毅然としてね、それを推し進めていくという以外にないと思います。おっしゃることはよく分かります。
米川委員	おっしゃるようなことでね、コピーして何キロいくら、ガーっと出したものと、市からの報償金をいただいてるやつを全部コピーしたやつを全部出したんやけど、言う人は言います。で、それを無視するか、でも自治会としては、そんな不名誉なことをね、人の口に戸を立てに行かれへん事情もあるし。で、まあ思い切ってやればええと思うんですけれどもね、そこまでやらんでもそれやったら自治委員の報酬全部自治会にお金入れよと、それに見合う分ですよ、そういう方法を今は取ってるんです。情けないいうたら情けない話ですよ。
中井委員	ま、がんばってください。
榊谷委員	言う人は言いますよ。でもあらぬことを言われるというのは一番辛いですね。どんなことにおいても。
米川委員	そんなんごまかしようがないんですあれ。
榊谷委員	そういうことはね、割とあらぬことを言うことがまたね、世間は本気にするという、そういうばからしいこともあるからよくわかりますが、間違ってたかったら、勇気を持って頑張ってやったらよろしい、中井委員のおっしゃるように。私もそう思います。 それで、何時からですか、午前中からですか午後からですか、10月の17日は。
事務局（塩野）	今日と同じ10時からです。
中村委員	ちょっとみなさんにお聞きしたい件があります。私、実は市民代表とい

	うことでこの会に参加させていただいておるんですが、尾田さんと共に真菅地区の副会長を私がやっております。ということで真菅地区の自治会の定例会というのは毎月やってるわけです。当然ながら前任の吉原さんもやっておられた中でですね、ここで審議された内容につきましては定例会で必ず報告させていただいてます。それが真菅地区全員の区長を代表して出てこられる会であります。そこで報告させていただいて、その後は各自治会へ戻られて、同じことを再度報告させていただいているということになっておる訳なんです。で、前回もそうだったと思うんですが、環境の方が出向いていただいて、いろんなご説明いただくというのは非常に大事なことなんです、まずここにお越しの代表者の方は、地区代表者の方は、少なくともそういう定例会もしくはいろんな会合で、地区に対して現状の審議会の進捗状況、これの報告をされてると思うんですが、その辺の、自治会に戻ったあとにですね、各区長さん並びに住民の方に、この審議会の内容がタイムリーに行き届いているかということの確認をさせていただきたいんです。少なくとも真菅地区はそれはやっております。
梶谷委員	地域に問い掛けてくれてるわけですね。
中村委員	そうです。先ほど、出向いて説明に来いというふうな、これはもう大変大事なことやと思います。ご説明に上がらせてもらうというのはね。その前の段階として、真菅地区であれば、今現在、尾田さんが会長で私が副会長させていただいている関係上、あるいは前の吉原さんの時代も、必ず代表者と区長の方に内容については逐一報告させていただいているんですが、他の地区の代表者のみなさん出てきておられるんで、どういうふうな対応をされているかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。
梶谷委員	私どもの金橋地域は、去年ですかね、一度来てくれていますね。
事務局（塩野）	去年の１２月から今年の２月にかけて、出向いて。
梶谷委員	今年については自治委員が変わってからはまだでしたね。ある程度の見通しがついたところで、審議会ではこういう様子でしたというのを、口頭では言います。しかし細かい内容については市の方から出向いていただいて、お話をさせていただいております。で、今まで１２月から２月にかけてと、今回自治委員が変わりましたので、二回目の審議会が終わって、また全員の自治委員が集まった場所に来ていただいて、そこでお話

	をしていただくと。大まかな内容だけはこういうふうになるようやよという話はしますが、誤解を招いてはいけませんので、市の方から出向いていただいていると。そういう状況ですうちは。
中村委員	ちなみに公民館にはこのいただいた議事録に関しては置いていただいているんですか。
梶谷委員	置いてません。
中村委員	私どもはこちらの方、必ず公民館へ置かせていただいておりますけれどもね。
仲川委員	耳成地区でございますけれども、基本的には金橋地区とよく似たことでございます。私、個人的にはですね、情報の共有と、私もサラリーマンでしたから、要はそういうことがないと組織は維持できませんし、新しいことをやっていこうという時には、今までの情報の積み重ねが一番大事なんですね。そういう意味ではですね、情報は、これ以外のことでですね、この分以外のことについてはきちっと報告していますし、市から出た資料についてはね、役員には全員資料提供しています。この会議資料は一切出していません。改めて出たそういう物については、全員に出すようにしています。がしかし、基本的にはお話をしておくということについては欠かしたことはない。前の中上会長もそうでしたけど、私は特にそこについては注意しています。
川上会長	他にございませんでしょうか。
中井委員	今日はですね、11地区の全員が出ているということになっております。八木地区の葛井さんはおそらく体調を崩しておられるんじゃないかと思って、今日は欠席されております。この代表は、以前、この審議会が開かれるにおいて、その中の代表だけということでした。ですのでおそらくは正、副会長。我々自治委員の正、副会長だけは出られるだろうと、こういうことだったんですけれども、これは大事なことやと、これはかつてのホテル、色々ありましたけれども、それ以上に市民としては大事なことやと、こういうことでですね、ご相談させていただきまして。そしたらここにおられる幹部の方々、そうであろうかと、こういうことでですね、市長なり副市長なりと相談していただきましたけれども、議会筋もそれは承認されたということかと思いますけれども。じゃあ、各11地区の代表全部出てもらおうと、こういうことの中でこのメンバーに

	なったわけです。これはおそらく川上会長も容認されてのことだと思いますよ。だからこれで、ずっと何回も重ねてきましたけれども、非常に我々としては質問もさせてもらったし、色々内容も聞かせてもらったし、そういうことの中で、各地域に戻りまして、ある機会を設けて、説明をさせていただいていると。で、私達がこの会議に、その地区の代表として出ていることに対して、地域の各区長さん、そして自治委員さん、みなさんそれで了承していただいております。我々は全ての意見の中で、あれこれというわけでもないですけども、全体の中で、我々なりに考えたことを主張しておると。地域のことをですね、やはり個別のことはあるだろうけれども、そういったことを意見として述べさせていただいていると、こういうことを報告させていただいております。その中で、私達が質問に答えられない時もあるかも知れませんが、そういった中には、先ほど言いましたように、市から来て欲しいと、説明して欲しいと、そうした説明の中でみなさんにご了承願うと。で、これは、まだ全市民に徹底する段階ではないんです。まだ審議の段階ですから、これを上手く皆さん方が知ってですよ、理解するというところでもないわけです。だから我々が審議会ですらで出させていただいたことの内容と、そして各地域の、さらに細やかに、各大字を代表されている人達にそれを説明を聞いていただいて、一応、流れを大方理解していただくと、こういう段階かと思うんです。それ以上はですね、我々は到底できませんし、市としてもまだそこまでやられる段階でもなかろうかと思います。第一回の答申を、川上会長と米田副会長と市長になされたらと、これだけのことでですからね。それからの流れが、未だ審議の渦中にあってるんじゃないかと思いますので、そういった段階で、各地域の11人は確認して今後に対応していきたいなと、私個人としては思います。ですから、できたら大事なことです。我々の要請に応じて、時間の許す範囲で、そしてまたある程度代表を絞って来ていただくということになりますので、その時は相談に応じていただいて、かように思います。以上です。
川上会長	ありがとうございました。ご指摘いただいております委員の皆様方。単にこの会議に出席するという事に留まらず、それぞれの地域において、本審議会において色々と審議いたしました事項、そういう物についての、周知と申しますか、理解を得ていただくために、色々のご努力をいただいておりますということは、私としても十分承知をいたしておるところでございます。この席を借りまして改めて皆様方のご尽力に感謝を申し上げたいと存じます。先ほども申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、この会議で全て終わるわけじゃございませんので。いかにそれが現場において効果が上がる、目標が達成できるかということでござ

川上会長	います。そのためにも、委員の皆様方の格別のご尽力を、重ねてお願いをする次第でございます。これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。 ○ 閉会宣言 それでは本日の審議会、皆様方の熱心なご審議、ご意見をいただきまして、スムーズに進めることができました。改めて厚く御礼申し上げます。本日の審議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
------	--